

福島県の意見への対応について

令和 4 年 3 月 14 日

海域環境の監視測定タスクフォース事務局

これまで福島県からいただいているモニタリングに関する御意見への対応については、以下の通りとする。

福島県からの御意見	対 応 (案)
① 海域モニタリングの実施に当たっては、第三者機関による比較測定や地元関係者の立ち会いのもとで行うなど、信頼性、客観性、透明性が確保されたモニタリング体制を構築し、科学的・客観的なモニタリング結果を国内外へ分かりやすく発信していただきたい。	・海域モニタリングの実施に当たっては、IAEAによる分析機関間比較の取組等を通じて信頼性を確保することや、モニタリングへの地元関係者の立ち会いなどを通じて透明性の確保を図ることなどにより、風評影響の抑制につながるよう客観性・透明性・信頼性を最大限高めたモニタリングとする。また、モニタリング結果については、国内外へ広くわかりやすく発信していく。
② トリチウムに加え、ALPSの除去対象である62核種、ALPSで除去できない炭素14を加えた64核種について、放出の前後について海水の測定を実施すべき。	・トリチウム以外の関連核種（ALPS除去対象62核種及び炭素14を基本）の測定を一部の測点において行う。
③ ALPS処理水の放出開始後は、海域への影響の不安が増大することから、放出開始直後のモニタリングは、放出開始前に比べ、高い頻度で行い、速やかに公表すべき。また、測定結果を速やかに公表するため、検出下限値をあまり下げずに測定し、速報として公表し、その後、検出下限値を下げて測定し、確定報として公表する二段階の公表方法も必要。	・放出直後において、トリチウムの検出下限目標を0.1Bq/Lとした測定のみではなく、検出下限値を上げた速報値を含め、より高い頻度で行う測定について令和4年度に検討する。
④ トリチウムは水質から大気への拡散も懸念されることから、大気中のトリチウム濃度の測定も実施すべき。 また、ALPS処理水の放出開始後に、風評を含め、あらゆる事態が発生した場合にも対応できるようにしておくため、放出開始前に、海水だけでなく、海底土、陸土、大気のモニタリングを実施してお	(大気) ・大気のモニタリングについては、これまで大気中水分に含まれるトリチウム濃度の測定を福島県が、大気浮遊じんに含まれるセシウム等の濃度の測定を福島県及び原子力規制委員会が実施している。 ・ALPS処理水の海洋放出を行うタイミングで、大気中のモニタリングを強化する必要性は高くないとのALPS処理水に係る海域モニタリング専門家会議

くことや、諸外国の情勢なども踏まえ、領海周縁部の海水モニタリングを実施しておくことも検討すべき。

(以下「専門家会議」という。)の見解である。

(海底土)

- ・海底土のモニタリングについては、これまでセシウムやストロンチウム等について、環境省、原子力規制委員会及び福島県が実施している。
- ・海底土中のトリチウム濃度の測定については、海水中のトリチウム濃度そのものの測定になるため、測定の優先度の観点から慎重に検討すべきとの専門家会議の見解である。
- ・トリチウム以外の核種については、環境省及び原子力規制委員会において引き続きモニタリングを実施する。

(陸土)

- ・陸土のモニタリングについては、これまでセシウム等を中心に、環境省、原子力規制委員会及び福島県が実施している。
- ・陸土中のトリチウム濃度の測定については、雨水由来の水の測定になるため、測定の優先度の観点から慎重に検討すべきとの専門家会議の見解である。
- ・ALPS処理水の海洋放出を行うことで、新たに陸土への影響が生じるとは考えにくいことから、環境省及び原子力規制委員会において引き続きモニタリングを実施する。

(領海周縁部)

- ・領海周縁部におけるモニタリングについては、これまで原子力規制委員会が、海洋環境における放射能調査及び総合評価事業における対照海域の一部として大和堆で実施している。
- ・ALPS処理水の海洋放出による海域の放射性物質濃度の変化は資料2に示したモニタリングの測点の範囲内で十分確認できると考えられる。
- ・原子力規制委員会において引き続きモニタリングを実施する。

(共通事項)

- ・ 上記の既存のモニタリングについては別紙のとおり実施されているところであり、別紙のモニタリング結果について、令和4年度から専門家会議において結果を共有し、仮にモニタリング結果に異常があれば、追加調査を行うことを含め検討する。

(別紙)

○大気モニタリング（福島県内）

実施機関	対象核種	測定場所等	分析頻度
原子力規制委員会	セシウム 134、セシウム 137、その他の人工核種（大気浮遊じん）	11 地点	年 9 回
福島県	トリチウム（大気中水分）	6 地点	月 1 回
	ガンマ線放出核種（降下物）	12 地点	月 1 回
	全アルファ放射能、全ベータ放射能（大気浮遊じん）	26 地点	連続
	ガンマ線放出核種（大気浮遊じん）	49 地点	月 1 回

○陸土モニタリング（福島県内）

実施機関	対象核種	測定場所等	分析頻度
環境省	セシウム 134、セシウム 137、その他ガンマ線放出核種（うち人工放射性核種は 38 核種）	207 地点	年 6 回～ 年 10 回
	ガンマ線放出核種（うち人工放射性核種は 44 核種）	3 地点	年 1 回
原子力規制委員会	セシウム 134、セシウム 137	78 地点	年 1 回
福島県	セシウム 134、セシウム 137、その他ガンマ線放出核種（うち人工放射性核種は 10 核種）	22 地点	年 1 回～ 年 2 回
	ストロンチウム 90、プルトニウム 238、プルトニウム 239+240	22 地点	年 1 回
	ウラン 234、ウラン 235、ウラン 238、アメリカシウム 241、キュリウム 244	16 地点	年 1 回

○海底土モニタリング（福島県沖）

実施機関	対象核種	測定場所等	分析頻度
環境省	セシウム 134、セシウム 137	15 測点	年 10 回
	セシウム 134、セシウム 137、ストロンチウム 90	2 測点	年 4 回
原子力規制委員会	セシウム 134、セシウム 137（一部ではストロンチウム 90、アルファ核種も測定）	32 測点	年 4 回
	マンガン 54、コバルト 60、ルテニウム 106、セシウム 134、セシウム 137、セリウム 144、その他のガンマ線核種	8 測点	年 1 回

福島県	セシウム 134、セシウム 137	51 測点	年 1 回～ 年 12 回
	その他ガンマ線核種（うち人工放射性核種は 10 核種）、 ストロンチウム 90、プルトニウム 238、プルトニウム 239+240	9 測点	年 1 回～ 年 4 回

○領海周縁部におけるモニタリング

実施機関	対象核種	測定場所等	分析頻度
原子力規制 委員会	トリチウム、セシウム 134、セシウム 137、ストロンチ ウム 90、プルトニウム 239+240	2 測点 (大和堆※)	年 1 回

※海洋環境における放射能調査及び総合評価事業における対照海域として実施。